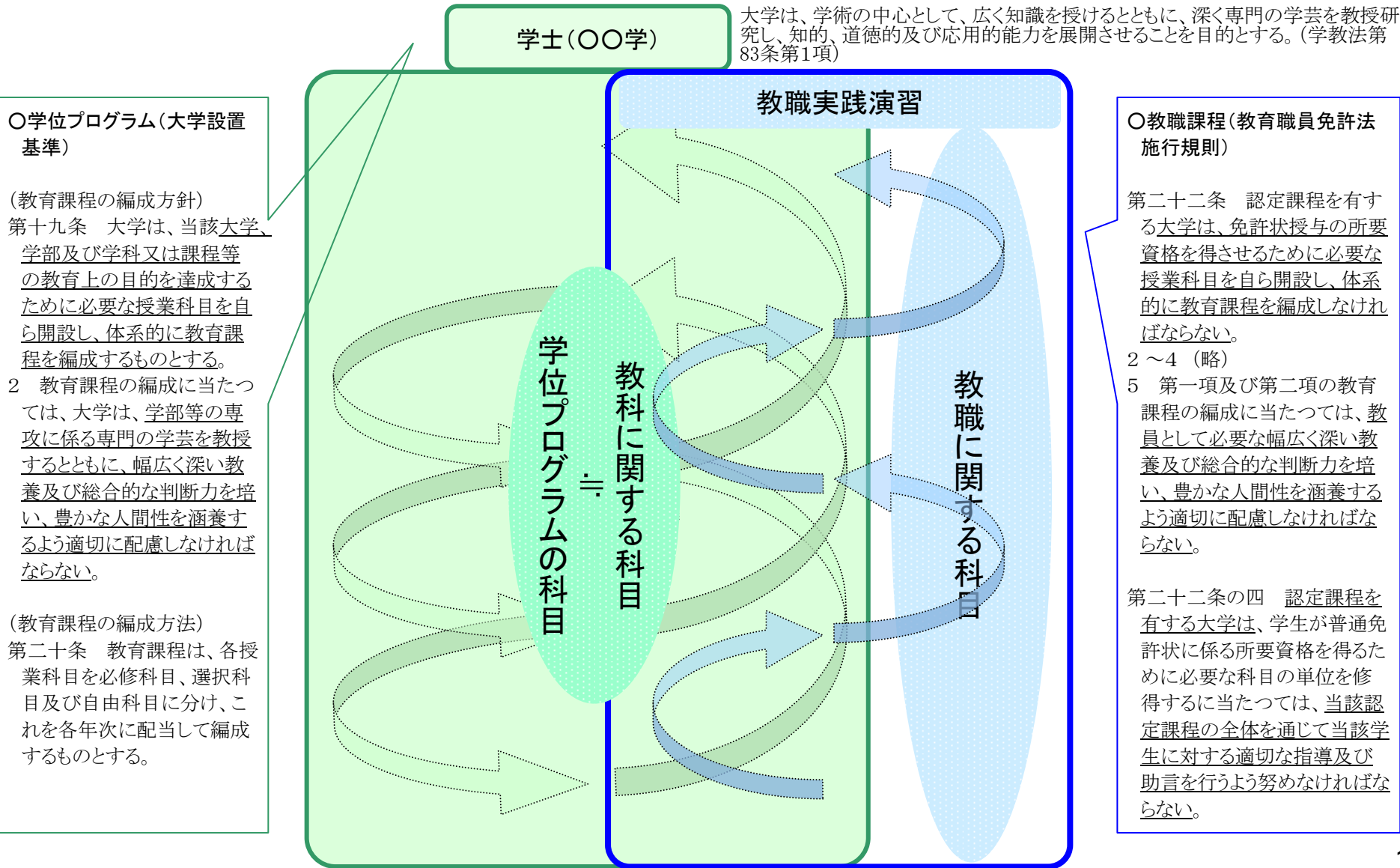


○ 教職課程を設置する大学は、学位プログラムの体系性と同時に、教職課程としての体系性にも配慮して教育課程を編成しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、教職課程プログラムを体系的に履修することが求められる。



## 学科等の目的・性格と免許状との相当関係について

平成21年2月27日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

### 1. 現状

- 今年度の課程認定申請において、経営学系の学科や心理学系の学科における保健体育の課程認定の申請が目立ったところ(申請時点で10大学)。  
これらの学科においては、すでに中学校社会や高等学校公民等の課程認定を受けており、それに加えて、保健体育の認定の申請を行うものである。
- 教職課程認定基準(平成13年教員養成部会決定)においては、教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとされている。
- 経営学系の学科における保健体育の認定については、平成17・18年度において、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が、通常の場合に比して薄いことについて課程認定委員会で議論した上、留意事項付きで認定が認められ、その後は認定が認められている。

### 2. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係についての問題点

- しかしながら、平成17年度に経営学系の学科において保健体育の認定を認められた2大学の实地視察を本年度実施したところ、保健体育教員の養成のための理念が実現されていない、保健体育教員養成のための教育課程が体系的に実施されていない、教職指導体制が適切に機能していない、などの問題点が見られたところである。
- 学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間(短期大学では2年間)の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。
- この点、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科について、免許状の授与の前提となる十分な専門性を確保することが一般的に困難と言わざるを得ない(注)。

(注)

専門性の確保が困難な理由としては以下のとおりである。

- ① 大学が、経営上の採算性確保の観点から開設科目数を抑制しようとする場合、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が通常の場合と比して薄い場合には、認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の開設数は、通常の場合と比して少ないものとなること。

(例)

- ・A大学経営学部経営学科【免許教科:商業】:商業に関連する科目(教科に関する科目に限られない) 146単位
- ・B大学経営学部経営学科【免許教科:保健体育】:保健体育に関連する科目(教科に関する科目に限られない) 50単位

- ② また、①の場合において、認定を受けようとする免許教科について十分な数の専門科目が開設されたとしても、4年間に学生が履修可能な科目数には限界があり、学生が修得する認定を受けようとする免許教科に関する専門科目の単位数も通常の場合に比して少ないものとならざるを得ないこと。

### **3. 来年度からの課程認定の方針**

○ 上記2のとおり、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い場合には、認定を受ける免許教科の専門性の確保や教職課程の適切な運営に問題が見られたことから、来年度以降は、課程認定に当たり学科等の目的・性格と免許状との相当関係の薄い申請については慎重に対応すべきであると考える。

### **4. 今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程について**

○ 今年度認定を行う課程又はこれまで認定された課程については、引き続き当該課程認定は有効とするが、今後、実地視察等を通して、教職としての専門性が適性に確保されるよう、フォローアップを行っていくこととする。

## 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」(平成23年1月20日課程認定委員会)

教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)2(2)に規定する、認定を受けようとする大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻(以下、「学科等」という。)の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

### 1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係が十分であるか

- ① 学位の分野等、学科等の教育研究分野と、認定を受けようとする免許状との間に、十分な相当関係が認められるか。
- ② 学科等の教育課程において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目が相当程度含まれているか。
- ③ 卒業要件等において、免許法施行規則に定める「教科に関する科目」、「養護に関する科目」又は「栄養に関する科目」に限らず、認定を受けようとする免許状に関連する科目を相当程度履修することとなっているか。
- ④ 学科等の教育課程において、認定を受けようとする免許状に関連する科目とその他の科目の内容の間に密接な関連が見られるか。

### 2. 上記1に関して以下の点が達成されているか

#### (1) 認定を受けようとする免許状についての教員養成が十分に可能か。

- ① 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような授業科目が適切に開設されているか。
- ② 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような指導体制が置かれているか(専任教員を中心に担当教員が連携し、教職指導が適切に行われることが見込まれるか)。
- ③ 認定を受けようとする免許状に係る高度な専門性と実践的な指導力が身に付けられるような施設及び設備が整えられているか。
- ④ 免許状の取得を目的とする学生のための履修モデルが体系的に編成されているか。

#### (2) 十分に議論された申請内容であるか

教員養成の理念並びにこれらを実現するために必要とされる教育課程及び指導体制について、担当教員が連携し、十分な議論がなされたことがうかがえるような申請内容となっているか。

# 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議経過報告)」(平成23年1月31日中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会)

## 1. 教員養成の在り方

### (3) 教職課程の質の保証

○ 大学の設置については、大学の質の国際的な通用性の確保や学生保護のため、設置審査などの所定の手続きを経て文部科学大臣の認可を必要としている。また、文部科学省では新しく設置された大学が最初に卒業生を送り出す年度まで、設置計画履行状況調査を行い、各大学の教育水準の維持・向上を図っている。さらに、大学は7年以内に1回、専門職大学院は5年以内に1回、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による第三者評価(認証評価)を受けることが義務付けられている。

○ 他方、教員免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得しなければならないとされており、その課程を適当と認めるための認定は、中央教育審議会での審査を経て行っている。また、課程認定委員会により教職課程の現地視察が行われ、教職課程の質の維持・向上を図っている。さらに、平成20年度には、平成18年中央教育審議会答申を踏まえ、教育職員免許法施行規則を改正し、問題が認められた教職課程につき、文部科学大臣が認定取消の措置をとることができることを明確に規定したところである。

○ しかしながら、現地視察については、対象が年間35大学程度に留まり、全課程認定大学のごく一部のチェックに過ぎないこと、課程認定審査については、開設科目や専任教員数等の形式要件の審査に留まり、教員養成の質を真に担保するものとなっていないのではないかということ、学際的な学科等の増加に伴い、学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請が見られることなど、解決すべき課題も多い。

○ これまでの審議において、「課程認定を実質化すべき」、「事後評価の仕組みを厳格化すべき」、「教育職員免許法は最低基準を規定しており、それさえクリアすればよいと考えるのではなく、教員養成の質を保証する課程認定に変えていくべきである」などの意見があった。また、「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果【速報】」(平成22年9月、文部科学省委託調査)においても、教職課程の認定制度について、「認定の基準を厳しくすべき」と回答している割合が2割を超えていること、事後評価・確認を「実施すべき」とする意見が多いことから、教育委員会が現在の教職課程の在り方について課題があると認識していることが考えられる。

○ これらを踏まえ、今後、学部・大学院等における教員養成に係る必要科目や必要単位数等の課程認定要件の見直しなど、課程認定審査や設置審査をより厳格化すると同時に、質保証を担保する新たな事後評価システムの構築を検討し、教員養成の質の保証を図る必要がある。また、事務体制についても抜本的に強化する必要がある。

さらに、各大学が教育委員会等の参画を得ながら授業改善のためのネットワークを構築し、授業内容に関してFD活動と相互評価活動を展開させつつ授業改善を推進することが教員養成の質の保証の観点から重要である。教職課程を有する大学、特に教職大学院をはじめとする修士レベルの課程に関しては、大学間の相互のネットワークの構築を検討し、教員養成の質を保証する必要がある。

## 教員養成の質の維持・向上に関する法令上の規定

### 1. 「教職実践演習」の新設・必修化(規則第6条第1項表等)

個々の科目の履修により指導・修得されている専門的知識・技能が、全体として学生の中で統合され、教員として必要な実践的資質能力として最終的に形成されていることを、明示的に確認するもの。

### 2. 認定課程における教育課程の編成

【教育職員免許法施行規則(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)】

第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 免許法 別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。

3 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項(大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。)又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、免許法 別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4 認定課程であり、かつ、共同教育課程である教育課程を編成する大学(以下この項において「構成大学」という。)は、当該構成大学のうちの一の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が第一項の規定により開設する授業科目とそれぞれみなすものとする。

5 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

### 3. 「教職指導」の実施

【教育職員免許法施行規則(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)】

第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

## 2. 課程認定大学に対する是正勧告及び認定の取消し等(規則第22条の2)

【教育職員免許法施行規則(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)】

第二十二條の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定めに違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないと認めるときは、免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。

3 文部科学大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、第二十条第一項に規定する認定を取り消すことができる。